

施策評価シート（平成24年度の振り返り、総括）

作成日 平成25年 07月 08日

施策 No.	17	施策名	障がい者の自立と社会参加の支援
主管課名	福祉課	電話番号	0285-83-8129
関係課名	健康増進課 児童家庭課 生涯学習課 （社会福祉協議会）		

施策の対象	身体等に障がいを持った市民								
対象指標名	単位	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	26年度見込
身体障がい者数	人				2,686	2,703	2,712	2,774	2,780
知的障がい者数	人				536	560	583	620	550
精神障がい者数	人				193	202	223	264	220

施策の意図	<p>1) 障がい者に精神的、身体的、経済的に自立してもらう。 2) 障がい者に積極的に社会参加をしてもらう。</p>								
成果指標設定の考え方及び指標の把握方法（算定式など）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の自立には、精神的自立、身辺自立、経済的自立などがあり、自分の生活を自分の意思で管理していくこととされている。ここでは、数値把握が比較的容易な経済的自立を指標とし、その中で障がい者の就業者数を代替指標とした。 ・就業者数はハローワークで把握。 ・社会参加は、行事等の参加や外出、施設利用など他人との交流を行った障がい者とする。 ・社会参加については、施設通所者、運動会・スポーツ教室等参加者、井頭温泉券利用者、身体障害者福祉会等の団体活動への参加者数で把握。 								
成果指標名	単位	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	26年度基本計画目標値
経済的に自立している障がい者数（就業者）	人				204	203	215	230	210
社会参加（他人と交流を持つことができて障がい者数）	人				1,612	1,555	1,574	1,539	1,700

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は、障がい者への理解とボランティア活動や交流活動に参加する。 ・企業は、障がい者の雇用促進をする。 ・行政は、障がい福祉サービスの充実と、ボランティアの育成や各種イベントの開催等をおして社会参加の促進を図る。
-------------------------	---

1. 施策の成果水準とその背景（近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること）

（1）施策成果の時系列比較（過去3年間の比較）

・障害者自立支援法の施行により身体、知的、精神の3障がいの一元化、福祉サービスの実施主体の市町村への一元化が図られた。

・障がい者の就労状況は、改善傾向にある。（民間企業雇用状況）

真岡市就労者 22年:203人 23年:215人 24年:230人

真岡川-ワ-ク管内就労者 22年:406人、23年:437人 24年:438人

栃木県内就労者 22年:2,569人 23年:2,781人 24年:2,880人

・社会参加する障がい者はほぼ横ばいである。

22年:1,555人 23年:1,574人 24年度1,539人

社会参加行事等 障がい福祉タ-利用:570人、井頭温泉利用:487人、施設通所160人、障害者スポーツ参加107人、障がい団体活動参加215人

（2）近隣他市との比較

・市内の障がい福祉サービス事業所数は入所1、通所5、児童デイ1、居宅介護5であり

、近隣市町の障がいサービス事業所を含めて利用者のニーズに対応している状況である。

障がい福祉サービスの認定を受ければ、市内外の事業所が利用できる。

主な市外利用先は、益子町、上三川町、宇都宮市など。一方市外障がい者の真岡市内施設利用もある。

〔近隣市町の事業所状況 補足事項参照〕

・公的機関における障がい者雇用率

真岡市役所:2.18%(14市中11位) 栃木県2.31% 法定雇用率2.1%

真岡市教委2.61% 県教委1.66% 法定雇用率2.0%

（3）住民期待水準との比較

・市民意向調査によると、真岡市の将来像について、「高齢者や障がい者におもいやりのあるまち」との回答が34.6%で2位となっている。

・地域福祉計画作成時アンケートによると、今後市が取り組むべき施策として「高齢者・障がい者入所施設の整備」42.2%1位、「高齢者や障がい者が在宅で生活できるサービスの充実」39.1%2位となっている。

24年度の
評価結果

2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み（事務事業）の総括

- ・ 障害者自立支援法施行により、障がい者は障がいの状態やニーズに応じたサービスの利用ができるようになった。
- ・ 市町村が行う地域生活支援事業として次の事業を実施した。
移動支援利用:70名、コミュニケーション支援利用:13名、日常生活用具給付:157名、
地域活動支援センター利用:26名、日中一時支援施設利用:132名 など
- ・ 障がい者に対しての適切な福祉サービスの利用や、就労、生活相談などのため障がい者相談支援事業を実施した。
（「芳賀地区障害児者相談支援センター」に業務委託 相談員:3名配置 相談件数延べ1,117名）
- ・ 各種団体の育成やスポーツ大会などとおして障がい者の社会参加を推進した。
- ・ 児童デイサービス施設「ひまわり園」を、旧コンカレ跡に移転し施設の設備を行うとともに、新たに作業療法士を配置するなど、施設や指導内容の充実に努めた。（通所者44名 内他町6名）
- ・ 障がい者の社会参加支援として真岡さくら作業所の運営をしている。（通所者:18名）

24年度の
評価結果

3. 施策の課題認識と改革改善の方向

- ・ 障害者総合支援法が24年6月成立し25年4月から施行された。法改正により難病患者も障害の範囲に加えられ福祉サービスが適用されるなど、対象範囲の拡大や制度の充実が図られるようになる。
- 市においても今後福祉サービスの充実や変更、また「真岡市障害者計画」「真岡市障害福祉計画」の見直しなどが求められる。
- ・ 障害者優先調達推進法が25年4月から施行され、国や地方公共団体は障害者就労施設等からの物品購入や仕事の発注に努めることとなった。
- ・ 日々の生活の中のストレスなどから、こころに障害を持つ方が増えており、市では25年5月に市HP上に「こころの体温計」を掲載し、自らが心のストレス等について判断し相談できるようにした。
- ・ 就労については、障がい者の雇用状況は改善傾向にあるが、障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携して、障がい者が適正な職業に就けるように今後も支援していく。
- ・ サービス提供事業所の新規参入など、民間事業者の育成を図る。

24年度の
評価結果

補足事項

1. 施策の成果水準とその背景の補足事項

市内障害者の状況

・身体障害者年齢構成 ()身障者全体に占める割合

70歳以上:1,499名(54.0%)、60歳～69歳:603名(21.7%)、20歳～59歳:608名(21.9%)、19歳以下:64名(2.3%)、
そのうち重度障害者(1・2級)は1,336名(48.2%)である。

60歳以上の身体障害者は2,102名(75.7%)、内重度障害者996人(35.9%)となっており、高齢者の割合が非常に高く
重度障害者も多い。

・知的障害者年齢構成

60歳以上:70名(11.3%)、20歳～59歳:369名(59.6%)、19歳以下:181名(29.2%) その内重度障害者(A1・A2)は
235名(37.9%)である。知的障害者の内10代～30代の年齢層380名(61.3%)の占める割合が高い。

近隣の障がい者事業所状況

宇都宮市:入所8通所44 足利市:入所7通所22 栃木市:入所3通所15 佐野市:入所1通所6 鹿沼市:入所4通所10 日
光市:入所3通所16 小山市:入所2通所14 大田原市:入所3通所13 矢板市:入所1通所4 那須塩原市:入所2通所10
さくら市:入所5通所7 那須烏山市:入所2通所4 下野市:入所1通所3 上三川町:通所2 益子町:入所2通所6 芳賀町
:通所2